

ふるさと再発見の歴史を振り返る

# その24 大正期の選挙権と村会の動向

●今月の「ふるさと再発見」シリーズ第二十回目は、大正期の選挙権や村会議の様子などについてご紹介しましょう。

## ●選挙権の拡大

大正八年八月選挙法が改正され、衆議院議員の選挙権が直接国税三円以上の納税者で、二十五歳以上の男子に与えられることになりました。衆議院議員の選挙権は、明治二十三年には直接国税十五円以上の納税者、明治三十三年以降は直接国税七円以上の納税者の二十五歳以上の男子に限られていたため、このことで選挙権も拡大の方向に大きく前進しました。

大正期のこの選挙法改正は、明治後期以来の普通選挙要求運動の圧力によるものであったし、より直接的には大正七、八年ころの大戦直後の米騒動や労働運動の激化を背景としたデモクラシー運動の力にあずかるところが大きかったようです。

県会議員の選挙権は、明治四十四年すでに地租または直接国税三円以上にまで有権者が拡大されていきました。また村会議員の選挙権は、明治二十一年において一戸を構え独立の生計を営む二十五歳以上の男子に限り、地租もしくは直接国税二円以上の納税者に認められていました。この県会議員や村会議員の選挙権ですら、富の度合などによるきびしい制限選挙であり、男女平等の普通選挙にはほど遠いものでした。そして大正後期になると、このような不平

等な選挙権に反対し、財産や性別による制限のない選挙権の要求、いわゆる普通選挙運動が全国的に高まっていき、大正十四年五月普通選挙法はついに議会をとり公布されました。しかし、この選挙権は財産制限は除かれたものの、二十五歳以上の男子のみに認められ、女子には選挙権が与えられませんでした。岩室村の場合、二十五歳以上の男女二、三〇〇人のうち、およそ一、三〇〇人の女子にはなお選挙権は与えられませんでした。

ここに新しく有権者になった低所得者の力を、全国的に結集しようとして、大正十四年十二月に結成された農民労働党は即日解散させられ、農民たちの選挙権が真に生かされるのはまだ遠かったようです。

## ●大正期の村会

大正期の村会は、村長が議長となり、原案を提出説明し、しかし村会の議長として会の司会をするという村行政の執行機関と議決機関が未分化の状態であったようです。これは和村・間瀬なども同様で、村長が議長を兼ねることにより、執行機関の長たる村長の意志が直接的に村会議をとりとめる仕組みとなっていたようです。

議事の審議の方法は、岩室村会議事細則によれば、一次会で提出議案を全体的に討議し、その案の総体の可否を議決し、二次会において議案の逐条審議を行い、各事項に修正意見があれば修正案を提出する事ができ、三次会では、二次会で出された修正案を討議して、最終的には出席議員の過半数で議事を決しました。

この三次会では二次会で出された修正案を否決する事も可能でした。こうして一次会で議案の総体を決する事で議案の成立は確定的なものになり得たのです。

しかし、多くの場合、村長提案は二次会、三次会などを略し、一次会で決する場合が多かったようですが、村会の村執行機関に対する制御作用の機能は備えていました。こうした村会の村執行機関に対する制御作用の最大のもの、村長への不信任可決により村長辞任に追い込んだり、村会議員の多数で村長を事実的に選出することができる点でありました。

このようなことから、大正期の選挙権や村会議の動向の中で民主主義的傾向を見出す事ができます。また大正十四年には、男子のみという不完全さはありましたが普通選挙法が公布され、より多くの民衆が政治にその意志を反映させる機会になってきました。

この普通選挙法公布と同時に、社会主義的運動の弾圧をねらいとする治安維持法が制定されるなど、次第に暗さも目立ちはじめた世情でありましたが、大正期の村政などを通して育てられてきた民衆の意志がようやく国政にまで反映が可能になるなど明るさも期待できそうな時代でもあったようです。

### 愛称を募集します

東北電力では、今月下旬に巻駅前オープンする「電力ふれあい広場」の愛称を募集しています。

■応募方法：ハガキに愛称とその説明、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号をご記入の上、ポストに投函ください。

■応募先：東北電力(株)巻営業所 客さまサービス課 (〒953巻町大字巻甲二七二五-1、☎72-1161)

■応募締切：10月5日(当日消印有効)

■発表：ふれあい広場オープン時に発表します。

※採用された方にはステキな記念品を贈呈いたします。また、採用に外れた方の中からも抽選で20名様に記念品を差し上げます。たくさんのご応募お待ちしております。

---

NTTから  
皆さん、ご協力を  
お願いいたします。

NTT巻支店では、お客様の多様なご要望にお応えするため、皆さんがお使いの交換機を最新型のデジタル交換機に切替えます。そのため、市内局番82局の電話機が五十分程度不通になります。皆さんのご協力をお願いします。

10月28日(木)午後2時

■広報いわむろ 第三七七八号 平成五年(一九九三年) 十月一日発行 (毎月一回一日発行) ■発行 岩室村役場 ■編集 総務課 ■新潟県西蒲原郡岩室村大字西中八六〇(九九五三〇一) ■☎〇二五六八二一四二(代)印刷 北洋印刷